

堺市歩道橋ネーミングライツ・パートナーに関する質問及び回答

	質 問	回 答
1	<p>【堺市歩道橋ネーミングライツ・パートナー募集要項】3. 募集の条件 (2) 通称名及びその標示方法 ⑤について最大で歩道橋桁面の両面へ標示することができるとのことですが、片面のみの標示を希望することや、両面を希望していても片面は別のパートナーの標示になることはありますか？</p>	<p>歩道橋桁面の片面のみに通称名の標示をご希望いただく事は可能です。また、両面への標示を希望いただいても、交通管理者との協議、調整の結果、標示可能面が減ることにより片面しか標示できない可能性はありますが、いずれの場合においても、通称名を標示しなかった側の歩道橋桁面が別のネーミングライツ・パートナーの標示となることはありません。</p>
2	<p>【堺市歩道橋ネーミングライツ・パートナー募集要項】3. 募集の条件 (2) 通称名及びその標示方法 ⑥について信号色付近の信号色の使用は不可とのことですが、信号付近の範囲はどこまでですか？</p> <p>赤色を検討していますが、今井歩道橋は信号色不可の範囲にあたりますか？</p> <p>色指定の制限について、マンセル値等のルールはありますか？</p>	<p>応募があった歩道橋の通称名及びその標示方法にかかる可否につきましては、各募集期間の命名権料提案書の開封日時以降、応募があった歩道橋についてネーミングライツ・パートナーの選定の中で、審査による確認や交通管理者との協議を踏まえて決定します。信号付近の信号色不可の判断につきましても、歩道橋がある道路の状況、信号機との位置関係等について交通管理者との協議を行い、選定委員会において判断いたしますので個々の歩道橋について募集時点での信号付近の範囲や信号色使用不可にあたるかのご質問につきましては恐れ入りますがお答えいたしかねます。</p> <p>色指定の制限については、【堺市歩道橋ネーミングライツ・パートナー募集要項】3. 募集の条件 (2) 通称名及びその標示方法に記載のとおりです。歩道橋によって状況が異なることから、マンセル値等によるルールはありません。</p>
3	<p>歩道橋意匠面の図面データはもらえますか？</p>	<p>歩道橋によって、本市で備えている資料の内容、精度に差異があるため、ご希望に合う資料とはならない場合もありますが申</p>

		し出があった場合、情報提供は可能です。
4	<p>契約期間中に当方の都合で契約解除する場合、翌年度以降の残り契約期間の命名権料の支払い義務はありますか？年度内支払い済み命名権料の還付はありますか？</p>	<p>ネーミングライツ・パートナー（以下「パートナー」）の都合によりネーミングライツの契約解除を行う場合には、6箇月前までに書面にて本市にネーミングライツの放棄・返戻の申し出をいただきます。パートナーによる申し出がなされた時から6箇月後が次年度となる場合には、その年度末までの命名権料を納付いただきますが、それ以外の残りの契約期間の命名権料につきまして支払い義務はありません。また、納付された命名権料は、原則還付しません。詳細につきましては、ホームページの公募関連資料に掲載している【歩道橋ネーミングライツ契約書（案）（例：令和6年度中に契約締結の場合）】及び【歩道橋ネーミングライツ契約書（案）（例：令和7年度中に契約締結の場合）】をご確認ください。</p>